

京都大学野生動物研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学野生動物研究センター（以下「野生動物研究センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 野生動物研究センターは、野生動物に関する教育研究を行い、地球社会の調和ある共存に貢献することを目的とする。

(センター長)

第3条 野生動物研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、野生動物研究センターの所務を掌理する。

5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。

6 センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。

(協議員会)

第4条 野生動物研究センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(連携協議会)

第5条 野生動物研究センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、連携協議会を置く。

2 連携協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、連携協議会が定める。

(研究部門)

第6条 野生動物研究センターに、次に掲げる研究部門を置く。

比較認知科学研究部門

動物園科学研究部門

保全生物学研究部門

人類進化科学研究部門

健康長寿科学研究部門

(研究科の教育への協力)

第7条 野生動物研究センターは、協議員会の議を経て、センター長が定める研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

第8条 野生動物研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第9条 この規程に定めるもののほか、野生動物研究センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。